

平成 23 年度 アスベストの飛散防止に関するモデル事業の結果について

環境省は、さいたま市及び吹田市に対して、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下、「建り法」という。）に基づく届出等により把握した建築物の解体等の現場（以下、「現場」という。）の悉皆調査を委託し、事前調査（特定建築材料¹使用の有無に係る調査）の実施状況や大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）に基づく作業基準の遵守状況等を把握した。

（1）調査方法

行政及び調査会社が建り法に基づき届け出られた情報等を基に、届出書等の資料を調査した後、事業者に立入調査を行うことを直前に連絡し、現場の目視による確認や現場作業員へのヒアリングを行った。

（2）調査結果

①調査の期間及び件数

	さいたま市	吹田市
調査期間	平成 23 年 11 月～12 月	平成 23 年 10 月～平成 24 年 2 月
調査件数	176 件	120 件

②石綿使用が疑われ、事業者に分析を指示し、石綿の使用が判明した件数。

対象部材	件 数
吹き付け材	1 件
保温材	1 件
断熱材	1 件

※石綿除去等作業前であり、石綿の飛散はなかった。

③作業基準の遵守状況等

ア 大防法に基づく届出をせずに特定工事²を行っていた事例はなかった。
イ 大防法に基づく作業基準に一部不適合（隔離養生が不十分）であった現場（1 件）が確認された。なお、石綿除去作業を行う前のため、石綿は飛散しなかった。

ウ 事業者が行った敷地境界における石綿濃度測定では、異常な測定結果はみられなかった。

¹ 特定建築材料：吹き付け石綿その他の特定運転を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの。（大気汚染防止法第2条第12項）。

政 令：吹き付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材（大防法施行令第3条の3）

² 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（大気汚染防止法第18条の15 第1項）